

事業者の皆様へ

事業系ごみ適正処理の手引き

事業系ごみはごみステーションには出せません。

事業系ごみとは、飲食店から出る調理くず・食べ残し、事務所から出る紙くずなど、事業活動に伴って生じるものをいいます。これらの廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、法律という）により、事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。

事業系ごみをごみステーションに出すことは禁止されており、不法投棄にあたります。

不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

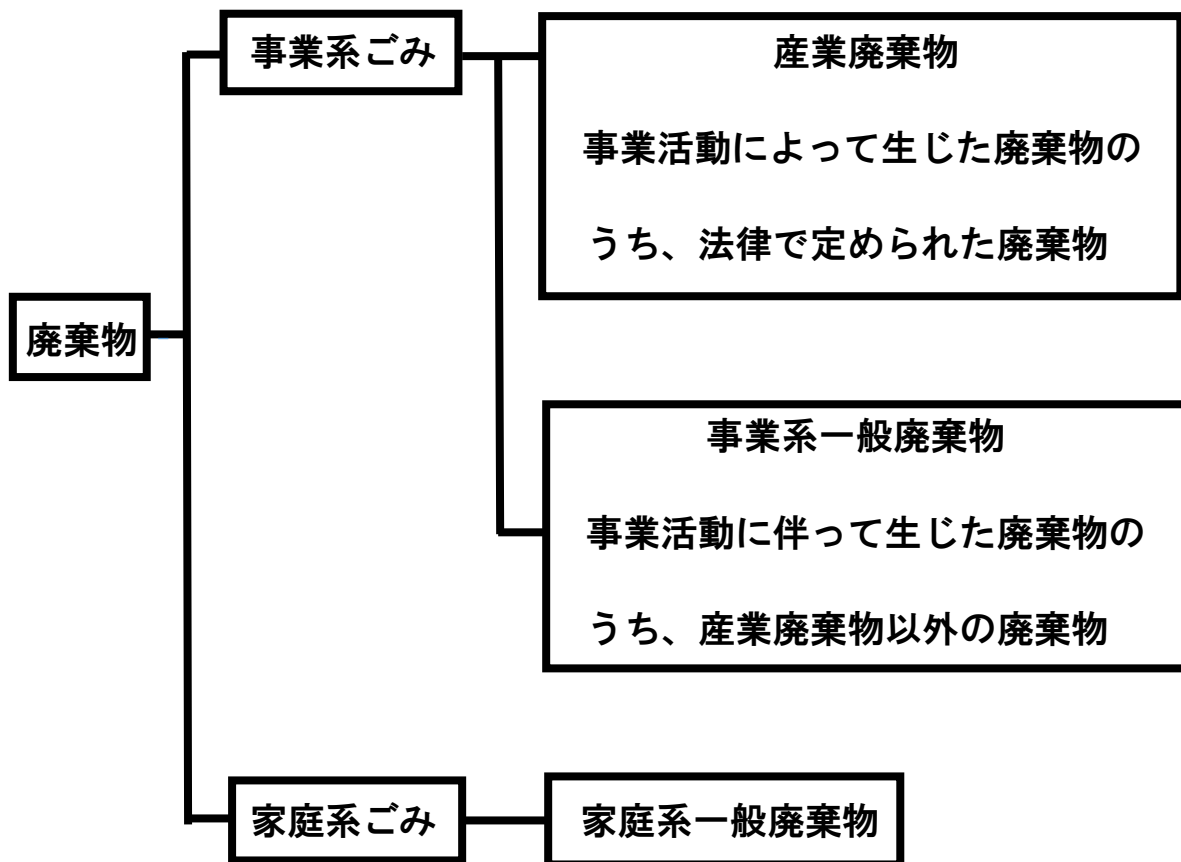
さらに、法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられます。

また、ごみの焼却についても、煙や悪臭、灰により近隣の方にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、環境汚染の原因のひとつとなります。このため、法律により、ごみの野外焼却は原則として禁止されています。

罰則については、不法投棄の罰則と同様になります。

木更津市

事業系ごみの基本分類



産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、事業活動に伴う廃棄物のうち、法令に定められた廃棄物です。どのような業種でも発生するものですので、正しく分別して適正に処理してください。

あらゆる事業活動に伴うもの

※注 1

廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、タイヤ 塩ビ管、ビニールシート、発泡スチロール、科学量 プラスチック製容器 等
金属くず	空き缶、スチール缶、スチールロッカー、トタン アルミサッシ枠、鉄骨 等
ゴムくず、ガラスくず コンクリートくず、陶磁器くず	生ゴム、天然ゴム、空きびん、コップ、蛍光灯 窓ガラス、コンクリートブロック、タイル、瓦、茶碗 等
その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類 ばいじん

特定の業種による事業活動に伴うもの

紙くず	建設業（工作物の新築・改築・解体時に出るもの） パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業 製本業、印刷物加工業から排出される紙くず
木くず ※注2	建設業（工作物の新築・改築・解体時に出るもの）、木材・木 製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、リース業、家具 製造業から排出される木くず
繊維くず	建設業（工作物の新築・改築・解体時に出るもの）、衣服その 他繊維製品製造業以外の繊維工業から排出される繊維くず
動植物性残渣 動物系固定不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用し た動物や植物にかかる不要物、魚や獣のあら、醸造かす、発酵 かすなど
動物のふん尿・動物の死体	畜産農業（ペットショップ・動物病院は含まれない）

※注1 従業員の個人消費によって発生するびん・かん・ペットボトル等は、一般廃棄物です。

※注2 パレットは業種にかかわらず、産業廃棄物です。

木更津市が処分する産業廃棄物

市内の中小企業から出る産業廃棄物の一部は、品目・数量等を制限して受け入れています。

受け入れ可能な産業廃棄物の種類

毎年4月1日に条例に基づき告示

- 1 紙くず
- 2 木くず（長さ80cm以内）
- 3 繊維くず
- 4 金属くず（200ℓ缶程度までの空き缶、スチール机、トタン、農業用等の一輪車程度）
- 5 ガラスくず、陶磁器くず（空きびん、窓ガラス程度）
- 6 汚泥（下水道処理施設および道路側溝から発生するもの）
- 7 廃プラスチック類（廃タイヤ除く）
- 8 動物性残渣

産業廃棄物の処理方法について

- 木更津市クリーンセンターへ自己搬入する。

処理手数料 500円/20kg （1日に搬入できる量は500kgまでです。）

- 産業廃棄物処理業許可業者の問い合わせ

千葉県産業資源循環協会 電話 043-239-9920

- 産業廃棄物に関する問い合わせ

千葉県廃棄物指導課 電話 043-223-2757

事業系一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴う廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない廃棄物を指します。市で処理できる事業系一般廃棄物は、市内で発生したものに限り
ます。

おもな事業系一般廃棄物

紙くず	コピー用紙、新聞紙、雑誌、パンフレット 等
木くず	木の棚、机、椅子、せん定枝 等
繊維くず	作業服、制服、古布 等
動植物性残渣 動物系固形不要物	厨芥ごみ（飲食店や市場などから排出される生 ごみ）残飯、食料品の売れ残り 等
動物のふん尿・動物の死体	動物のふん尿、死体

事業系一般廃棄物の処理方法について

- 木更津市クリーンセンターへ自己搬入する。

処理手数料 20kgまでは300円、以降10kg超えるごとに90円加
算となります。

- 木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する。

許可業者については、最終ページの木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧
を参照してください。

資源化・リサイクルにご協力ください

古紙・空き缶などの資源物は、分別して資源化にご協力ください。

古紙（コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール、雑紙等）	詳細についてはクリーンセンターにお問い合わせください。
ガラスびん（飲食料用）	詳細についてはクリーンセンターにお問い合わせください。
空き缶（飲食料用アルミ缶・スチール缶）	
ペットボトル（飲食料用）	

再資源化・再生利用等に取り組んでいる品目は適切にリサイクルしてください。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、 冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	小売業者または木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者、 もしくは指定引取業者へご連絡してください。 〈指定引取業者〉 1. 房州物流(株)木更津営業所 木更津市潮見5-18 電話 0438-36-1814
パソコン（メーカー回収機器）	一般社団法人パソコン3R推進協会（03-5282-7685）もしくは、各メーカーの事業系パソコン受付 窓口へご連絡してください。
小型二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、 小型シール鉛電池）	一般社団法人JBRC（03-6403-5673）に お問い合わせください。

事業用大規模建築物を所有する事業者の方へ

「木更津市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の規定により、木更津市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者は、事業者の責務として、減量化・資源化を推進するため、減量化・資源化等計画書等を市に提出しなければなりません。

●事業用大規模建築物とは

上記以外の事業用建築物で、同一敷地内の延床面積（住居用除く）の合計が3,000平方メートル以上

●市への提出書類

「減量化・資源化等計画書」の提出（毎年5月31日まで）

◆木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧◆

事業所名	住所	電話番号
(有)アスカ（ほたる野地区限定）	ほたる野 3-6-11	0438-98-5118
(有)長田	八幡台 1-3-7	0438-36-1004
(株)金田臨海総合（金田地区限定）	瓜倉 985	0438-41-1728
(有)木更津清掃社	中野 143	0438-40-1111
木更津リサイクル(株)	潮見 6-16-3	0438-37-7007
(株)共進社	岩根 4-9-19	0438-41-6255
(有)グリーン	ほたる野 4-10-20	0438-71-5005
(有)栗原商店	高砂 1-9-26	0438-41-2558
(有)大丸運輸	潮浜 2-1-31	0438-37-0303
(有)丸三清運	戸国 421	0438-53-2277

※料金などの詳細は、収集運搬許可業者に直接お問い合わせください。

問い合わせ先 木更津市 環境部 まち美化推進課

〒292-0838 木更津市潮浜 3 丁目 1 番地（木更津市クリーンセンター内）

電話 0438-36-1133 FAX 0438-36-5374

